

令和7年度補正予算 PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業 公募要領（【水1】特記事項）

1. 対策技術の対象物質

産業廃棄物最終処分場（管理型）の放流水（以下、「放流水」という。）に含まれるPFOS及びPFOAを対象とする。

2. 公募対象となる対策技術及び委託費の規模

上記1. に定めた対象物質に適用可能な下表に示す対策技術を対象とする。

なお、実証試験の応募に際しては、対象技術の内容に応じて、達成可能と見込まれる処理後の放流水のPFOS及びPFOA濃度、又は処理前後のPFOS及びPFOAの除去率を達成目標として設定すること。

表 公募対象となる対策技術及び委託目安額

区分	公募対象となる対策技術	委託目安額※
現地での実証試験	実証試験場所に対象技術に必要な設備機器等を設置し、放流水に含まれるPFOS・PFOA濃度の低減を図るもの。	税込上限1億円 (1件程度採択予定)
現地以外での実証試験	実証試験場所から採取した放流水を用いて、現地以外の外部の試験施設等で、試料中のPFOS・PFOA濃度の低減を図るもの。	1件当たり税込上限2,000万円 (若干件数採択予定) ※現地から実証試験先への放流水の運搬に係る経費は、現地以外での実証試験に係る経費として計上すること。

※実際に委託契約を行う金額については、採択後の契約前に実証試験実施計画を精査した上で所要額を決定するが、採択される技術の数等により提案の段階で環境省・運営事務局から処理数量・実証試験実施計画等に関する協議を求める場合がある。

3. 実証試験場所

実証試験場所の概要は、以下のとおりである。

- 所在地
 - (1) 所在地：京都駅から車で90分程度
- 事業概要
 - (1) 事業内容：産業廃棄物最終処分場（管理型）
 - (2) 埋立状況：埋立終了

(3) 放流量：最大 65 m³/日程度（平均 30～50 m³/日程度）

（令和 7 年 9 月～令和 7 年 12 月）

※ただし、季節・降雨等の影響による変動が生ずる場合がある。

• 水質*

(1) 原水水質

① PFOS	: 730 ～ 1,400 ng/L（平均 1,100 ng/L）程度
② PFOA	: 250,000 ～ 690,000 ng/L（平均 440,000 ng/L）程度
③ pH	: 7.2 ～ 7.5 程度
④ EC	: 140 ～ 220 mS/m 程度
⑤ BOD	: 6.7 ～ 36 mg/L 程度
⑥ COD	: 22 ～ 62 mg/L 程度
⑦ TOC	: 38 ～ 260 mg/L 程度
⑧ SS	: <1 ～ 5 mg/L 程度
⑨ ナトリウムイオン	: 72 ～ 150 mg/L 程度
⑩ カリウムイオン	: 29 ～ 55 mg/L 程度
⑪ カルシウムイオン	: 120 ～ 160 mg/L 程度
⑫ マグネシウムイオン	: 42 ～ 65 mg/L 程度
⑬ 塩化物イオン	: 49 ～ 120 mg/L 程度
⑭ 硫酸イオン	: 130 ～ 250 mg/L 程度
⑮ 硝酸イオン	: 68 ～ 96 mg/L 程度
⑯ 炭酸水素イオン	: 530 ～ 1,100 mg/L 程度

(2) 放流水質

① PFOS	: 65 ～ 750 ng/L（平均 390 ng/L）程度
② PFOA	: 48,000 ～ 440,000 ng/L（平均 220,000 ng/L）程度
③ pH	: 6.6 ～ 8.5 程度
④ EC	: 107 ～ 180 mS/m 程度
⑤ BOD	: 2.9 ～ 10 mg/L 程度
⑥ COD	: 25 mg/L 程度
⑦ TOC	: 11 ～ 92 mg/L 程度
⑧ SS	: <1 ～ 2 mg/L 程度
⑨ ナトリウムイオン	: 130 ～ 160 mg/L 程度
⑩ カリウムイオン	: 48 ～ 54 mg/L 程度
⑪ カルシウムイオン	: 48 ～ 100 mg/L 程度
⑫ マグネシウムイオン	: 58 ～ 70 mg/L 程度
⑬ 塩化物イオン	: 95 ～ 170 mg/L 程度
⑭ 硫酸イオン	: 290 ～ 380 mg/L 程度
⑮ 硝酸イオン	: 130 ～ 160 mg/L 程度
⑯ 炭酸水素イオン	: 120 ～ 320 mg/L 程度

※令和 7 年 2 月～令和 8 年 1 月に実施した水質調査や産業廃棄物最終処分場の維持

管理記録の結果から参考として示すものであり、季節・降雨等の影響により変動が生ずる場合がある。その他、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく産業廃棄物最終処分場（管理型）の放流水に係る基準を満たしているものとする。

- 実証試験設備の設置に際して提供可能な箇所

本実証試験の実施に際して産業廃棄物最終処分場の駐車場の敷地の一部（既設排水処理設備の放流水受入槽付近であり、ポンプ等により放流水の汲み上げが可能である。）を実証試験設備の設置場所として提供する。ただし、既設排水処理設備の処理過程で実証試験を実施することを提案する場合で、他の設置場所の提供を希望する場合は、提案に際して必要な設置スペース等を示すこと。

(1) 設置箇所面積：28 m²程度（7 m×4 m）

(2) 設置箇所の概要：

- 底面はアスファルトで舗装されている。
- 屋外であり、屋根は存在しない。
- 電源までの距離：約 15 m 程度
- 放流水受入槽までの距離：約 5 m 程度

- インフラ関係

- (1) 電気：既設の排水処理施設で使用している電源（100 V、200 V）を利用可能。
- (2) 水道：事業場で使用している上水道を利用可能。
- (3) 交通：農道（路面舗装あり）

- 放流水受入槽の詳細

(1) 仕様：約 1.5 m×約 1.5 m×約 2.0 m

対策技術の対象となる放流水は、放流水受入槽から汲み上げ、同槽に排水することを想定する。なお、放流水と処理後の排水が混ざらないよう、槽内を区切る等工夫すること。また、放流水受入槽内の沈殿物に留意して放流水を汲み上げること。

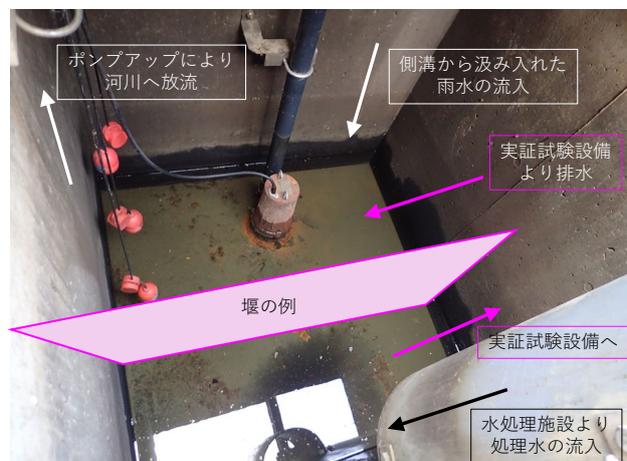


図 放流水受入槽

(2) 対象技術の処理水量：

過去の放流量及び設置箇所面積等を踏まえ、平均 30～50 m³/日程度を処理可能な対策技術を提案すること。ただし、季節・降雨等の影響による変動も想定すること。なお、設定した処理水量以上の放流量がある場合は、一部を試験に供して残りをそのまま放流することも可能とする。

• 現地以外での実証試験について

現地以外での実証試験を希望する場合は、必要な試料量（及び放流水以外の提供を希望する場合はその旨）を提案に際して示すこと。なお、試料については提案者の負担において、その必要量に応じて、現地で採取することを原則とするが、協議により、現地での直接引き取り、又は宅配便（冷蔵）等を用いて郵送することが可能な場合がある。必要な容器・梱包資材等は提案者において用意するものとし、飛散・流出・漏洩のないように留意すること。

4. 留意事項

実証試験の実施における留意事項は、以下①のとおりである。なお、現地での実証試験の実施においては、②以降についても留意することとする。

- ① 技術適用に当たって、水質の汚染状態、その他の特定物質による阻害要因等の条件がある場合は、提案書に明記すること。
- ② 実証試験用の水量確保：放流水受入槽に取水のための堰等を設けたり、バッファタンク等を設置したりすることで、一定の水量を処理設備に送水できるようにする場合は、最終処分場事業者の了解を得たうえで設置すること。
- ③ 既設電源を使用する場合：電力メーターを設置して電気使用量を計測し、使用量に応じた電気料金を最終処分場事業者を支払うこと。なお、電気料金単価については最終処分場事業者と協議のうえ決定すること。
- ④ 実証試験場所への進入：農道の幅員は 2.5 m～3.0 m 程度であり、大型車両（ロングボディータイプのトラック等）では農道から実証試験場所への進入が困難であるため、留意すること。
- ⑤ 実証試験の実施に際しては、産業廃棄物を使用した試験研究に係る計画を提出する必要があるため、採択後に管轄自治体と協議調整を行う必要があることに留意すること。
(参考：<https://www.env.go.jp/hourei/11/000075.html> 環廃産発第 060331001 号平成 18 年 3 月 31 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)
- ⑥ 既設排水処理設備での活性炭の交換等のメンテナンス実施により、放流が中断される場合があるほか、放流水の濃度変動が生じる場合があるので最終処分場事業者と調整すること。
- ⑦ 騒音・振動防止：実証試験に伴う周辺への騒音・振動防止のため、低騒音及び低振動の機材を積極的に使用すること。
- ⑧ 放流水サンプルの提供：現地以外での実証試験の事業者に放流水等の試料の提供へ協力すること。提供の詳細については、別途協議する。

5. 添付資料

その他、以下の図面等について、申し出があれば「秘密保持に関する確認書」（様式 11）の提出をもって配布する。

添付資料 【水 1】に関する図面、データ等